

第 1 号 生芋こんにゃくの認証基準

平成 3 年 3 月 2 8 日制定

生芋こんにゃく認証基準

1 認証項目

- ・生芋こんにゃく

2 定義

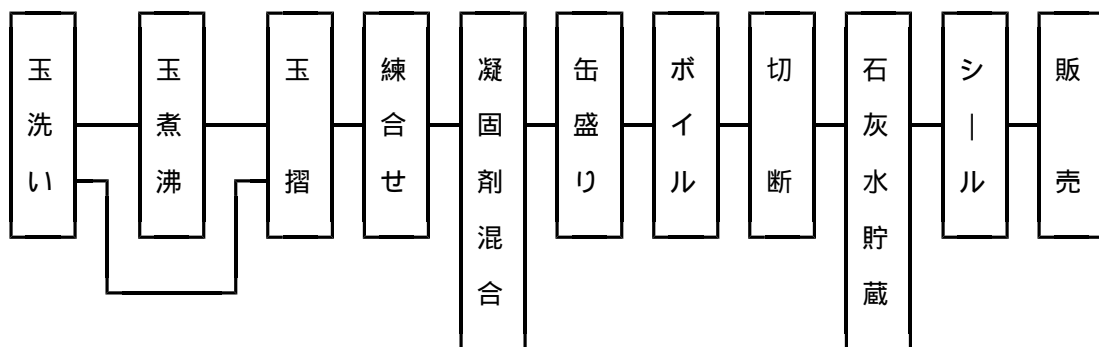
- ・こんにゃく芋若しくは蒸煮したこんにゃく芋を摺りおろしたものに水又は温湯及び凝固剤（水酸化カルシウムを主体としたもので、こんにゃくのマンナンを凝固させるものをいう。ただし、水酸化ナトリウムは使用しない。）を加え、加熱して凝固させたものをいう。

3 使用原材料

- ・こんにゃく芋は、山梨県内で生産されたものであること。

4 製造方法等

- ・下図のとおり。



- ・山梨県内で製造されたものであること。

5 表示方法

- ・JAS又はミニJAS表示に準拠して行うこと。
- ・認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「生芋こんにゃく」と表示することができる。
- ・製品には「山梨県産こんにゃく芋使用」等と表示することができる。